

共済規程の運用について

一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会共済規程については、次にしたがって実施する。

第4条関係（被共済者の範囲及び共済事業の種類）

第2項 「学校管理下」とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定めるものに準じる。すなわち、以下のとおりである。

- (1) 生徒が、法令の規程により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。
- (2) 生徒が、学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けているとき。
- (3) 生徒が、休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき。
- (4) 生徒が、通常の経路及び方法により通学するとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

別表

「負傷等見舞金の額」は、100円未満を四捨五入して算出する。

「歯科補綴」とは、歯冠が3分の2以上欠け、歯冠修復をした場合をいう。

第5条関係（共済期間）

- 1 見舞金の給付の対象となる生徒の災害は、次の期間内に発生した災害とする。
 - (1) 新入学生は、所定の日までに加入手続きを完了（共済契約者が前年度末までに加入申請を行い、当該年度の所定の日までに共済掛金を当法人に納入する。以下同じ。）した場合、指導要録上の入学日（以下、「入学日」という。）以降当該年度の3月31日まで。
 - (2) 2学年生以上は、所定の日までに加入手続きを完了した場合、4月1日以降当該年度の3月31日まで。ただし、最上学年生の給付適用の最終日は、指導要録上の卒業日（以下、「卒業日」という。）とする。
 - (3) 転編入学、復学及び新たに加入する場合は、加入手続きが完了した日の翌日以降当該年度の3月31日まで。
 - (4) 休学、転学、退学した場合は、それぞれ休学、転学、退学が許可された日まで。
 - (5) 退会した場合は、退会した日まで。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の場合で独立行政法人日本スポーツ振興センターが見舞金又は医療費を給付した場合は、当法人の見舞金の支給対象に含める。
 - (1) 新入生の進学先の学校での4月1日から入学日までの部活動等の参加については、進学先の学校において、入学日前に学校長が承認し、予め当該校の教育計画に位置づけて、当該校の部活動等に参加させた場合。
 - (2) 卒業後、3月31日までの間の卒業校での活動にあつては、卒業日前に学校長が承認し、予め当該校の教育計画に位置づけて、当該校の部活動等に参加させた場合。

第10条関係（見舞金の支払の請求）

第2項 添付すべき「必要な書類」は次のとおりである。いずれも「写」をもって代えることができる。

死亡見舞金 災害報告書、死亡報告書、独立行政法人日本スポーツ振興センター死亡見舞金支払通知書（又は児童生徒別給付一覧）

障害見舞金	災害報告書、障害報告書、独立行政法人日本スポーツ振興センター障害見舞金支払通知書（又は児童生徒別給付一覧）
負傷等見舞金	災害報告書、独立行政法人日本スポーツ振興センター医療費支払通知書（又は児童生徒別給付一覧）
歯牙欠損見舞金	災害報告書、歯牙欠損報告書、独立行政法人日本スポーツ振興センター歯牙欠損見舞金支払通知書（又は児童生徒別給付一覧）
義歯見舞金	災害報告書、独立行政法人日本スポーツ振興センター医療費支払通知書（又は児童生徒別給付一覧）、歯科補綴報告書

第11条関係（見舞金の支払）

第2項 「見舞金等支払通知書」は学校にも送付するものとする。

「決定された支払額に相当する金額を、銀行送金、又は郵便振替により支払う」とあるが、高額の見舞金については原則として本会役員が当該学校に持参し、校長の立会の下に会員に支払うものとする。ただし、会員が銀行送金又は郵便振替を希望する場合はそれに従うものとする。

第12条関係（時効）

第2項 「その給付事由が生じた日」とは、次のように読み替える。

- (1) 死亡見舞金及び障害見舞金の請求にあつては、「独立行政法人日本スポーツ振興センターが死亡見舞金（障害見舞金）を給付した日」
- (2) 負傷等見舞金の請求にあつては、「独立行政法人日本スポーツ振興センターの医療費給付額が第4条別表に規定する額に達した日」
- (3) 歯牙欠損見舞金の請求にあつては、「独立行政法人日本スポーツ振興センターが歯牙欠損見舞金を給付した日」
- (4) 義歯見舞金の請求にあつては、「歯科補綴等が完了した日」

第18条関係（共済加入者の異動）

第3項 「手数料」は、500円とする。

「手数料を差し引いた額」は、10円未満を切り捨てて算出する。

第22条関係（変更）

この共済規程の運用については、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この共済規程の運用については、平成25年12月2日から施行する。

附 則

この共済規程の運用については、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この共済規程の運用については、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この共済規程の運用については、平成28年3月9日から施行する。

附 則

この共済規程の運用については、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この共済規程の運用については、令和4年4月1日から施行する。